

特集解題

小林 元

Kobayashi Hajime

日本協同組合連携機構 基礎研究部 部長

本特集企画は、2020年3月31日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画(以下、基本計画)に焦点を当てた。

協同組合の研究誌である本誌においては、基本計画を正面から取り上げた論稿はほぼ見当たらない。過去の本誌を紐解くと1959年から1962年にかけて農業基本法が取り上げられ、農業経済学の大家である近藤康男先生の論稿などが、掲載されている。そして1998年新農業基本法、すなわち今日の食料・農業・農村基本法の制定に際しては、月報時代の本誌No.543(1998年12月号)にて「新たな農業基本法で日本農業は生き残れるか」と題して、6篇の論稿からなる特集が企画されている。しかし、基本計画にかかる論稿は、前回2016年時点の基本計画改定時の論稿1篇に限られる。

基本計画の位置づけは、食料・農業・農村基本法(1999年7月施行、以下、基本法)に基づいて、「施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定」するものとされる。おおむね5年後ごとに見直しされるわが国農政の中長期的指針であり、今回で

5回目の基本計画となる。

「食料自給率」という言葉が初出したのが、第1回の基本計画(2000年)であり、当時は相当な議論があったことを覚えている。その後、食料自給率は、わが国農政の現在地をあらわし、そして将来の目標をあらわすひとつの指標として、その語句自体は一般化したといえよう。

基本計画では4つの計画を定めることが基本法によって決められている。そのうちのひとつが先にみた食料自給率の目標である。ほかは、「食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針」、「食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」、「その他食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」の3つである。

すなわち基本計画は、基本法に基づいたわが国農政の指針である。ところが、この間、いわゆるアベノミクス農政ともいわれる官邸主導型の農政では、「農林水産業・地域の活力創造プラン」がその上位に来るといふ逆転現象が起こってきた。

官邸主導型農政のひとつの特徴は「農業の成長産業化」という言葉にあると思われるが、端的に言えば、産業政策としての農政に特化してきたことであろう。基本法がありながら、そして基本計画という中長期的な指針がありながら、その上位に異なる思想が覆いかぶさってきたという奇妙な状況が続いてきたのである。

この奇妙な状況は、農協改革をはじめとして、酪農、漁業、林業といった第一次産業において奇妙な「改革」を進めてきた。しかも、この奇妙な「改革」が、規制改革という場で進められてきたことは周知の事実といっているであろう。

こうした歴史的経過を経て、5回目の基本計画の改定を迎えたが、これまでの改定とは異なる点がいくつかある。また、農村政策も大きな転換期を迎えつつある。これまでの農業政策、農村政策とは異なる思想が盛り込まれていることも、今回の基本計画のひとつの特徴といえるであろう。

そこで、本特集企画では(珍しく)、食料・農業・農村基本計画に焦点を当て、有識者の論稿3篇と、実践者の論稿2篇で構成した。有識者の論稿は、基本計画のタイトルに沿って、農業、農村、食料の3分野に分類した。

食料・農業・農村基本計画をわが国農政の指針として捉えるならば、それは本来、農業、農村、食料の3分野に“バラバラ”に分

解するのではなく、総体として捉える必要がある。そうした意味では、本特集企画の構成は、基本計画に正面から向き合うものとはいえない。しかし、まずは、それぞれの分野において、なにが議論されているのか、そしてなにが変わったのかという点から出発することとした。

農業の分野については、長くわが国農政を第一線で研究され、かつ数多の農村の知見を有される東京大学名誉教授 谷口信和先生にお願いした。また、農村分野、食料分野は、それぞれ、気鋭の研究者である鳥取大学教授 筒井一伸先生、東京農業大学教授 上岡美保先生にお願いをした。

また実践者として、全国農業協同組合中央会と日本生活協同組合連合会に論稿をお願いした。本来であれば、より広く貴重な実践のご報告をいただきたいところであったが、2篇に限らせていただいた。この点は、座長の力量不足であり、深くお詫びしたい。

小林 元 (こばやし・はじめ)

一般社団法人 日本協同組合連携機構 基礎研究部 部長 主席研究員

広島大学大学院博士課程後期修了、博士(農学)。広島大学大学院助教を経て、2020年5月より現職。

専門は集落営農、協同組合論など。

主な著書に「協同の再発見」(共著、家の光協会)、「JAは誰のものか」(共著、家の光協会)ほか。